



公認 不動産コンサルティングマスター を目指そう

国土交通大臣 登録証明事業

不動産コンサルティング 技能試験

近年、不動産に関するニーズは多種多様なものとなっており、それらの課題に対する提案こそが求められ、高い専門知識と豊富な経験に基づく不動産総合コンサルティングの時代を迎えています。
ぜひこの機会にチャレンジし、コンサル力を磨いてください。

本年度より一級建築士の方も受験できます！

平成25年度「不動産コンサルティング技能試験」実施概要

申込受付期間 平成25年8月1日(木)～9月9日(月)

試験日 平成25年11月10日(日) 受験料 30,000円(税込)

試験地 札幌、仙台、東京、横浜、静岡、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄(予定)

試験内容 ■ 択一式試験(50問・四肢択一式) 事業、経済、金融、税制、建築、法律の6科目
■ 記述式試験 【必修】実務、事業、経済の3科目 【選択】金融、税制、建築、法律の中から1科目選択

試験合格基準 択一式及び記述式試験の合計200点満点中、一定以上の得点

合格発表日 平成26年1月10日(金)

受験資格 次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 宅地建物取引主任者資格登録者で現に宅地建物取引業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ② 不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ③ 一級建築士で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方

※なお、試験合格後の技能登録(「公認 不動産コンサルティングマスター」の認定)のためには、受験資格①～③についての資格登録後、その業務に関する5年以上の実務経験を有すること等の要件が必要です。①～③の業務の通算(合計)で「5年以上」とすることはできません。

公益財団法人 不動産流通近代化センター

資格としてさらに充実する

「公認 不動産コンサルティングマスター」。



不動産コンサルティングマスター

厳しい基準をクリアしたプロフェッショナルの証です。

不動産コンサルティング技能試験を受験できるのは、国家資格である宅地建物取引主任者、不動産鑑定士、一級建築士の方です。年に1回の試験では、事業、実務、法律、税制、建築、経済、金融まで、幅広い知識が問われます。また、試験に合格し、5年の実務経験要件を満たした方が「公認 不動産コンサルティングマスター」※になることができます。

「公認 不動産コンサルティングマスター」となった後は、研修など日々研鑽を積むことにより「公認 不動産コンサルティングマスター」認定を5年ごとに更新していただきます。

「公認 不動産コンサルティングマスター」と認定された方は、下記の資格を有することとなります。

- (1)「不動産特定共同事業法」における「業務管理者」となる資格
- (2)「不動産投資顧問業登録規程」における「登録申請者」及び「重要な使用人」の知識についての審査基準を満たす資格
- (3)「金融商品取引法」における「不動産関連特定投資運用業」を行う場合の人的要件を満たす資格

※平成25年1月より「公認 不動産コンサルティング技能登録者」に替わる新名称として制定



シルバーカード
(初回認定、更新1回目の方)



ゴールドカード
(更新2回目以降の方)

メリット マスターだけの特別サービス

業務に有益な特別サービスが受けられます！

「公認 不動産コンサルティングマスター」になると、業務に有益な各種のサービスが受けられます！

「公認 不動産コンサルティングマスター」だけの特別サービスの一例

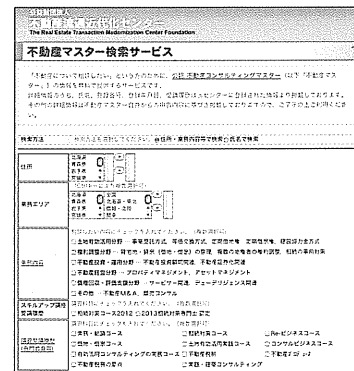
- スキルアップ講座の受講
[相続対策専門士]コース・不動産有効活用 コース など
- 「スペシャリティ講座」の抜粋を動画配信
- 「スペシャリティ講座」を特別受講料にて受講
- 冊子「事業コンサルティングの企画ポイント」の限定販売 など

これらの有益なサービスを、メール配信や「公認 不動産コンサルティングマスター マイページ」内において、随時、発信してまいります！

メリット PR・ネットワーク作り

消費者PRやネットワークの拡大！

「公認 不動産コンサルティングマスター検索サービス」は、一般の方が「公認 不動産コンサルティングマスター」を検索することができるシステムです。お名前や業務内容などの情報を「検索サービス」に公開することにより、消費者へのPRや他の「公認 不動産コンサルティングマスター」の方とのネットワーク作りができ、人脈作りの幅が広がります！ぜひ、これからのビジネスにお役立てください。



受験申込案内書のご請求方法、お問い合わせ



- 受験申込案内書を希望する方は、当センターホームページから、またはTEL(03-5843-2079)にてご請求ください。
- ホームページからのご請求はまず下記のアドレスへアクセスしてください。

<http://www.kindaika.jp/>